都城市アグリチャレンジ!「トラサポ」事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域農業の担い手の育成・確保を図るため、営農活動に必要な車両を購入する農業後継者等が属する経営体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則(平成18年規則第64号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 農業後継者等 親元就農者及び新規参入者をいう。
  - (2) 親元就農者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。
    - ア 親族等が経営する農業に従事している者で、第6条の規定による事前審査 を申請する日(以下「申請日」という。)が親族等と家族経営協定を締結し た日から起算して5年以内であって、かつ、農業経営体の経営主でないこと。
    - イ 申請日が親族等から経営の移譲を受けた日から起算して5年以内の認定農業者又は農業経営改善計画認定審査会に申請中であり、認定農業者になることが確実に見込まれる者であること。
  - (3) 新規参入者 次の要件の全てを満たす者をいう。
    - ア 親元就農者以外の者で独立・自営就農する意思がある者であって、次のいずれかに該当するものであること。
      - (ア) 申請日が就農した日から起算して5年以内である者
      - (イ) 就農する予定の日が、申請日から起算して3月以内である者
    - イ 市内に就農に必要な農業経営基盤を本人が確保している又は確保が見込まれている者であること。
    - ウ 研修経験、実務経験、農業に関する知識等が全くない状態で独立・自営就 農をしようとしていると市長が判断する者にあっては、農業技術の習得のた め、申請日前に、市長が適当と認めた農家等において、農業経営に関する研 修を市長が適当と認める期間受けている者であること。
  - (4) 車両 トラクター、軽トラック及びトラックのうち、次の要件の全てを満 すものをいう。

- ア 市内の販売業者から購入したものであること。
- イ 新車又は新車登録後10年以内の中古車であること。
- ウ 自動車登録番号標、車両番号標、標識等の交付を受けたものであること。 (対象者)
- 第3条 事業の対象者は、農業後継者等が属する経営体であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、対象となる農業後継者等の人数は、 同一経営体につき1人とする。
  - (1) 農業後継者等が市内に居住し、申請日において住民登録されていること。
  - (2) 農業後継者等が農業に専業で従事すること。
  - (3) 農業後継者等が購入する車両の運転免許を有していること。
  - (4) 農業後継者等及び属する経営体が市税等を滞納していないこと。
  - (5) 農業後継者等が補助金交付後、継続して就農すること。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、購入する車両の購入価格とし、次に掲げる費用は含まないものとする。
  - (1) 消費税及び地方消費税相当額
  - (2) 車両本体以外の付属品、オプション等に係る費用
  - (3) 自動車取得税、自動車保管場所証明書又は自動車保管場所届出書の取得に 要する費用その他車両の取得に伴い必要となる費用
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、補助対象経費として適切でないものに係る費用
- 2 車両の購入に当たり、それまでに所有していた車両の下取り、購入する車両の 値引きその他車両の購入価格が本体価格に比べて低額となった場合は、前項の車 両の購入価格は、車両の購入価格から値引き等の額を控除して得た額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に要する額の4分の1以内(1,000円未満切捨て)とする。ただし、トラクターについては200万円、軽トラック及びトラックについては50万円を上限とする。

(事前審査の申請及び承認通知)

第6条 この事業に係る補助金を受けようとする者農業後継者等が属する経営体は、

アグリチャレンジ!「トラサポ」事業費補助金交付事前審査申請書(様式第1号) に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入する車両(以下「購入車両」という。)の見積書
- (2) 購入車両のカタログ
- (3) 農業後継者等の運転免許証の写し
- (4) 農業後継者等の区分に応じた次に掲げる書類
  - ア 新規参入者 離職票、雇用保険受給資格者証、卒業証書等の前歴が確認で きるもの及び直近の確定申告書の写し
  - イ 親元就農者 家族経営協定書又は農業経営改善計画認定書若しくは農業経 営改善計画認定申請書及び経営主の直近2年の農業所得申告書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、審査の上、その結果をアグリチャレンジ!「トラサポ」事業費補助金交付事前審査結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(事業の着手)

第7条 前条の規定により事前審査が承認された者は、当該事前審査が承認された 日から3月以内に事業に着手し、事業着手した日の属する年度の末日までに事業 を完了しなければならない。

(補助申請及び交付決定)

- 第8条 この事業に係る補助の申請をしようとする経営体で、第6条の規定により申請承認の通知を受けた経営体は、アグリチャレンジ!「トラサポ」事業費補助金交付申請書・同意書兼誓約書(様式第3号又は様式第3号の2)に次に掲げる書類等を添えて、事業完了の日から30日以内又は年度末のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。
  - (1) アグリチャレンジ!「トラサポ」事業実績報告書及び収支決算書(様式第4号)
  - (2) トラック若しくは軽トラックの自動車検査証の写し又はトラクターの標識 交付証明書の写し
  - (3) 車両販売証明書(様式第5号)
  - (4) 車両の売買契約書及び支出を証明する書類の写し

- (5) 車両の写真
- (6) 農業後継者等の住民票の写し(申請日前3月以内に発行されたもの)
- (7) 市税の滞納のない証明書(申請日前3月以内に発行されたもの)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類
- 2 市長は、補助金の交付決定に当たり市長が行う市税の納税状況調査に申請者が 同意する場合、前項第7号に規定する書類に定める書類の添付を省略させること ができる。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査等により、補助することが適当であると認めるときは、アグリチャレンジ!「トラサポ」事業費補助金交付決定通知書(様式第6号)により補助の申請をした経営体に通知するものとする。
- 4 市長は、補助金の交付決定の際、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付すものとする。
  - (1) 補助の対象となった車両に、この要綱による補助事業の名称を表示すること。
  - (2) 第10条の規定による就農状況報告をすること。
  - (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認めたこと。

(補助金の支払方法)

- 第9条 補助金の支払方法は、確定払とする。
- 2 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた経営体は、アグリチャレンジ! 「トラサポ」事業費補助金交付請求書(様式第7号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(就農状況報告)

- 第10条 補助金の交付を受けた経営体(以下「補助事業者」という。)は、就農の 状況を補助金の交付を受けた年から3年間は、1年に1回、3月15日までに就農 状況報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければな らない。
  - (1) 農業所得申告書の写し
  - (2) 補助を受けて導入したトラック若しくは軽トラックの自動車検査証の写し 又はトラクターの標識交付証明書の写し

## (補助金の返還)

- 第11条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、補助金返還 通知書により既に交付した補助金の一部又は全額の返還を命ずることができる。
  - (1) 農業後継者等が補助金交付後3年以内に離農、兼業又は市外転居したとき。
  - (2) 補助を受けて導入した車両を耐用年数(新車の場合には法定耐用年数、中 古車の場合は中古資産耐用年数)以内に売却したとき。
  - (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
  - (4) この要綱の規定に違反したとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に違反したとき。

附則

この要綱は、平成29年4月6日から施行する。

附 則 (平成29年8月3日)

この要綱は、平成29年8月3日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和3年3月22日改正)

- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則(令和5年3月28日改正)
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 附 則(令和6年3月29日改正)
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。